

# 万葉集御製歌と「自敬表現」

西 田 直 敏

## 一 問題とその沿革

万葉集卷六の弔潘歌「天皇賜酒節度使卿等御歌一首」は、天皇が自身に関して尊敬語を用いた所謂「自敬表現」の代表的な例として知られている。

食国 遠乃御朝廷尔 汝等之 如是退去者 平久 吾者得遊 手抱而 我者得御在天皇朕 宇頭乃御手以 極撫曾 祢宜賜 打撫曾 祢宜賜 得還来日 相飲酒曾 此豊御酒者

右の「御在」「宇野乃御手」「祢宜賜」はどう見ても尊敬語を表記したものであり、「得御在」を「いまさむ」、「宇頭乃御手」を「うづのみて」、「祢宜賜」を「ねきたまふ」と訓むことも動

かしがたい事実である。が、近世以降の敬語の使用状況や意識から見ると、自分自身に尊敬表現を行なうのは異様である。それで、こうした「自敬表現」について種々の説が提起されることになった。それらは、大別すれば、天皇が「自敬表現」を行ったということを事実として肯定する説と、そうした事は実際には行われなかったと事実を否定する説とに分けられる。

時代的に概観すれば、まず江戸時代には、本居宣長が『古事記伝』において、「上代には、貴人は自のうへをも、尊みて詔ふことつねなり、後ノ世の心を以て疑ふべきにあらず」（九之卷『本居宣長全集』第九卷三九九頁 筑摩書房）と断じたことが大きな影響を与えた。これを理由づけしようとしたのが鹿持雅澄『万葉集古義』の説である。即ち天照大御神の天壤無窮の

神勅によって定められた皇統を継ぐ天皇は、その至尊たるの自覚において、天皇の「類なく尊く大坐す事をつくろひ賜はず、飾り賜はず、ありの儘にのたまへる」ものであるとした。これに対して、江戸時代の否定論は、富士谷御杖が『万葉集燈』の中で、開卷第一の雄略天皇御製中の「吾已曾座」の「座」の訓について、宣長説を批判して、次のように述べている。「もと神典は神の御心をはかり奉りて、後よりかき、後よりよみたるものなるを、宣長は実録とみたるよりの説なり。御みづから、いかでかはのり給はむ。しかるべからざる事は、古事記燈をみてさるとるべし。これは、帝の御うへなるが故に、家持卿の、心えてしか、<sup>（こゝ）</sup>れたるにて、なほ「をれ」とよむべき也。」（二四頁 古今書院刊）天皇の自敬表現と見えるものは編者等の書きかえの結果であるというのである。

明治・大正・昭和前期（昭和二十年の終戦まで）には、肯定説が圧倒的であった。湯澤幸吉郎（自己に敬語を用いた古代歌謡等について）『国語と国文学 昭和五年五月号』のように宣長・雅澄説によって、巻六の「天皇賜酒節度使卿等御歌一首」の自敬表現は説くべきであるとしたもののほか、「君臣の間に親愛の至情溢るるものありて和氣鬩々たる愛をあらはさせ給へる所なり」（山田孝雄『敬語法の研究』四〇七頁）とか、

「我が国語に自己尊敬の語法が存在するのは、確かに我が国体の一つのあらはれである」（松尾捨次郎『国語法論攷』八六〇頁）などと説かれた。

この時期の「自敬表現」否定説は、三矢重松で、「記者よりの敬語によりて真正の対話文にあらず」「之を古の神は自の上にも敬語を用ゐたりと思ふは甚しき誤なり。太閤などこそ自稱に殿下 思召ス などとも言ひけめ、さては子供も坊ッチャン などは言ふべけれど、常識ある人には有るべくもあらず」（『高等日本文法』六九九頁）とした。

この時期の万葉集注釈書を見ると、全て自敬表現肯定説である。一二の例を挙げれば、郭番歌について、「かく御自の御うへの事を御自詔ふに尊みて詔へること天皇威稜の二なくありがたくかたじけなき事 巻初（〇九丁）に委辨たるが如し」（井上通泰『万葉集新考』巻六 一〇八五頁 昭和三年）、「天皇御自ら、かく尊語を用ゐ給ふのが、ならわしである。」（梶果盛廣『万葉集全釈』第二冊二〇三頁 昭和六年）、「天皇御自ら敬語を御使用になつてゐるのは、外国に比類のない、いともかしく我が国の風習である。」（新村出『万葉集総釈』第三 八三頁 昭和十年）

昭和後期（終戦以後）になると、まず尾崎知光氏による自敬

表現否定説が史的な考察を伴って提起された。尾崎氏は、天皇  
の実際の話しことばには「自敬表現」はなく、古代歌謡や物語  
等に見える「自敬表現」は、尊者の動作を語り伝える者の立場  
からの敬意の介入したもので、所謂「自敬表現」は、直接話法  
と間接話法の混淆によって生じた現象であるとした（所謂自  
敬表現について）名古屋大学文学部研究論集Ⅹ 文学4 昭和  
三十年三月。

万葉集注釈では、これより早く土屋文明氏が『万葉集私注』  
において、邪蕃歌について、「天皇は、自ら敬語を用ゐられる  
こともあるが、此の一篇が、全篇嚴肅なる敬語が始終して居る  
のは、実際の作者は別にあつて、天皇の立場に於いての心持で  
作つたものと見える。（中略）恐らく辞見の日に酒を賜はり、  
此の歌も誦せられたものであらうが、宣命などの例によれば、  
天皇みづからではなく、延臣のある者によって予め用意され、  
誦せられたのであらう。」（第六卷 昭和二十六年 八七—八八  
頁）と代作説を打ち出している。

更に、武田祐吉氏は『万葉集全注釈』において、邪蕃歌につ  
いて、「かような臣下を奨励される性質の歌には、型があつて、  
時に臨んで下されたものであり、巻の十九にも遣唐使に酒肴を  
賜わる歌（四二六四）があつて、後半は同一の詞章から成つて

いる。数代の天皇に同型の御歌があり、それでここにも作者の  
別伝を存するに至つたのであらう。真実の作者は、宣命と同じ  
く中務省あたりで起草したであらう。なお巻の十九は、助詞な  
どを小字で書き、いわゆる宣命書きになっているが、それが原  
形であつたと考えられ、この歌ももとは宣命書きになっていた  
のであらうと推測される。」（六一—一五頁）また、「自敬表現」  
について、「ワレハイマサム（中略）ウヅノ御手モチ、ネギタ  
マフなど、御自身の上に敬語を使用している。これは宣命にも  
常に見る所であつて、これによって天皇の尊嚴性を表現しよう  
とする起草者の意図である。」（同一一七頁）と説いた。この武  
田説を深淵久孝氏も『万葉集注釈』（中央公論社）において支  
持した。

同じ頃、小島憲之「文学はあるく」と云ふことをめぐつて  
（国語国文 昭和三十一年一月）、土橋寛「短歌の原型」（国語  
国文 昭和三十一年四月）などの論文が出て、「自敬表現」は  
実は代作者の立場からの天皇への敬意表現であるという説が主  
張され、今日の万葉集注釈に引き継がれている。たとえば、小  
島憲之・木下正俊・佐竹昭広校注『日本古典文学全集・万葉集  
二』（昭和四十七年 小学館）では、「○我はいままむ——イマ  
ヌはキルの敬語、尊者がみずからに敬語を使った、いわゆる自

敬表現。これは、天皇自身が語るといふ形式をとりながら、実はその代弁者としての語り手（伝達者）が別にあり、その語り手から天皇に対して敬意が払われたのだと解される。この歌は「高官派遣の儀礼歌の型ともいふべきものに、若干手を加えたと思われる。」（一五八頁頭注）と説明しているし、青木生予・井手至・伊藤博・清水克彦・橋本四郎校注『新潮日本古典集成 万葉集二』（昭和五十三年）でも「天皇がみずからに敬語を用いた、いわゆる自敬表現が見えるのは、宣命などと同じく、天皇自身が発言する形式をとりながら、作者や伝達者が別にあり、その人物の天皇への敬意が表われたもの。」（一四二頁頭注）と説く。

最近の吉井巖『万葉集全注 巻第六』（昭和五十九年九月有斐閣）では、「○我はいまきむ」について、「このような尊敬語が一人称表現に用いられているところに問題がある。」として、前述の小島憲之、土橋寛両氏の論文をあげ、日本古典文学全集の頭注を引き、「自称敬語の現象の背後には、物語述作者、代弁者あるいは伝誦者が存在しているわけであり、本歌の結尾の三句が、入唐使・藤原朝臣清河に賜った御製（19・四二六四）ときわめて類似しているのも、宮廷には、天皇に替って詞章を作り、また朗詠する者があり、詞章も用意された手本とな

るものがあったことが推定される。この聖武天皇御製も、かかる代作、朗誦を経て公表されたものと考えられる。なおこの問題については、天皇自身の自敬表現とする神田秀夫説（『用言による敬意の表現から見た万葉歌人の社会感情』『万葉集研究』第五集）のあることもつけ加えておく。（一四四頁）と説いている。

神田説は、天皇自身の自敬表現を肯定する説であるが、その前に、戦後の国語学、敬語史における「自敬表現」肯定説を見てもみよう。

昭和三十年に、佐藤喜代治氏は「万葉集における待遇表現」（『万葉集大成 第六巻 言語篇』）において、次のように述べている。「万葉集の中では、天皇が御自身について述べられる場合に敬称を用ゐられるのが普通である。これはひとり万葉集に限らず古代の国語に見られる特殊の語法である。この事実については在来種々の説明が加へられてゐるが、天皇が御自身の地位を重んぜられることが根本をなしてゐるのではないかと思ふ。単に相手に対して敬意を表するといふのではなく他に對して自己の体面を保つといふ点に国語における敬語の重要な意味があるやうに思はれる。」（一九〇頁）

辻村敏樹氏は、「話者自身上位主体語を用い、対者に下位主

体語をとるといふ自尊敬語の用法」について、「(1)文献に残された敬語表現が当時の言語事実をそのまま反映することも十分あり得る。(2)たとえ事実をそのまま反映していなくても、そのような表記を許す敬語意識が書記当時にあつたはずである。(3)今日の敬語意識を以て直ちに古代のそれを云々できない。」という点から、肯定説の「敬語が相対的になる前の絶対的表現である。」という考え方を示した(『上代敬語の特質』『国文学』昭和四十一年七月。「敬語史の方法と問題」『講座国語史』敬語史、昭和四十六年 大修館書店。「日本語の敬語の構造と特色」『講座日本語』4 敬語、昭和五十二年など)

また、春日和男氏も、上代敬語の特色の一つとして、「至尊における自称敬語の用法は、すでにあつて、少なくとも公式には、しばしば用いられた。」とする(『古代の敬語』『講座国語史』5 敬語史、「敬語の変遷(1)」『講座日本語』4 敬語)など。

最近では、平安時代の藤原道長自筆の日記『御堂関白記』や鎌倉時代の伏見天皇、花園天皇の自筆日記に所謂「自敬表現」の確かな例の見ることが報告されている。(梶田定樹「御堂関白記・小右記の敬語・敬語表現(その五)」『岡山大学教育学部研究集録』53 昭和五十五年。西田直敏「宸記に見える所謂

「自敬表現」について——伏見天皇宸記・花園天皇宸記を中心にして——(北大国文学会「国語国文研究」五〇号 昭和四十七年、西田直敏「天皇のことば——鎌倉時代の宸記・宸翰の「自敬表現」を中心に——」(藤女子大)『国文学雑誌』一六号 昭和四十九年。西田直敏「伏見天皇宸記の敬語表現」北大文学部紀要 33—3 昭和六十年など)

なお、万葉集注釈では、高木市之助・五味智英・大野晋校注『日本古典文学大系 万葉集二』(岩波書店 昭和三十四年)の弼番歌頭注に「天皇は敬語的表現のみを受けるので、自己の動作についても、尊敬の表現を用いる。」とある。

さて、紹介を保留してきた神田秀夫氏の自敬表現肯定説は、次のようなものである。まず九七三番歌について、小学館本(日本古典全集)頭注のように「儀式的に考へなくとも、元正上皇(九七四左注)なり、聖武天皇(九七三題詞)なりの真作に於ける自敬表現と受けとつてよいのではなからうか。」(十一頁)と言ひ、一六三八番歌について、「儀式とはいへないが、「いませど」といふ自敬表現が使はれてゐる。」更に六二四番歌について、「この歌はもと酒人女王が奉つた歌に対する聖武天皇のおん返しなのであるから、「笑ましし」はもと女王が天皇を描写して、微笑なさつた、といったものであるが、その文

句をそのまま採って返歌が自己の表現としてある以上は、それもやはり自敬表現である。」とした上で、「かやうな六二四、一六三八の例を参照すれば、天皇は、実際に日常生活に於ても自敬表現を探ることがあったとみられ、然らば九七三の場合も、特に「代弁者としての語り手」を想定する必要はないやうに私には思はれるが、いかがであらうか。」(一二頁)とする。更に

「自敬表現を天皇が採るのは、身辺の皇族嫡流のなかでの長幼の序を超えたものとして自身の位置が定められてゐたことに先づ依るものと思はれる。」と、「天皇は、先づ皇族によつて押し立てられる。それを皇族を尊重してゐる諸氏族が敬ふ、といふ二重の輪が周囲にできてゐるために神格化されやすかつたのではないか、」と推測し、「自敬表現も、もとは天皇一人に限定されない時代があつたと見なければなるまい。現人神も同断それが天皇一人に限定されたのは、実際は大宝令以後のことなのであらう。」(一四頁)という。

以上、郭番歌を中心に置いて、問題の沿革を明らかにしてきた。肯定説では、国語学の側で、自敬表現が事実として行われた可能性が強いとする説が有力であるのに対して、万葉集注釈では、自敬表現を代作者の立場からの敬語への言いかえと見る説が有力であるのはおもしろい対立である。

本稿では、問題の沿革に鑑み、万葉集における天皇御製歌の敬語表現を分析することによって、問題の真相に迫つてみようと思う。

## 二 用例とその考察

万葉集における天皇御製歌(太上天皇御製歌を含む)は、次の通りである。国歌大観番号によって示す。

A 題詞に御製歌とあるもの三十七首

天皇御製歌 1 2 25 26 27 28 1030 1039 1530 1538 1664

天皇——御製歌624

岡本天皇御製歌1511

御製歌 1009 4057 4058

天皇御製76

岡本天皇御製486 487

天皇御歌 91 103 162 236 530

天皇——御歌 973 974 1615 4268

御歌4264 4265

太上天皇御製歌1601 1601 1637

太上天皇御歌4269

先太上天皇御製——歌477

先太上天皇——御口号曰423

B 題詞注に御製歌とされているもの一首

一書云、太上天皇御製78

C 左注に御製歌とされているもの四首

或云、天皇御製歌74

或本云、岡本天皇御製166

或云、太上天皇御製97

或云、此歌一首太上天皇御製109

以上を天皇毎にまとめると次のようになる。

雄略天皇二首（1166）、舒明天皇二首（2）、天智天皇一首

（91）、天武天皇四首（25 26 27 103、但、25 26は異伝歌）、持

統天皇三首（28 162 236）、文武天皇一首（74）、元明天皇一首

（76）、元正天皇五首（163 405 423 437）、聖武天皇十一首（30

624 974 1009 1039 1540 1638 4269）、孝謙天皇三首（4261 4265 4268）、岡本天

皇（齊明天皇或いは舒明天皇）四首（485 486 487 1511）、太上天

皇（元明天皇或いは持統天皇）一首（78）。

なお、巻二160番歌は、題詞に「一書曰、天皇崩之時、太上

天皇御製歌二首」とあるが、この時点では、持統天皇は皇后な

ので、「御製歌」には加えなかった。

天皇御製という極めて重要な歌に作者の異伝があったり、歌

詞の異伝があるということは、その御製の伝承から文字化まで

に種々の事情があったことを物語るものである。たとえ、423

番歌は、題詞によれば、「先太上天皇詔陪從王臣」曰、夫諸王

卿等宜賦和歌而奏御口号曰」とあり、御製の後に、舍人

親王の「応詔奉和歌一首」を載せ、その左注に次のように記

している。

右、天平勝宝五年五月、在於大納言藤原朝臣之家時、依

奏事而請問之間、少主鈴山田史土磨、語少納言大伴宿

祢家持曰、昔聞此言即誦此歌也

これは、御製歌に限らないが、歌の伝誦の姿の一面を示すも

のである。「御口号」とあるごとく、天皇自ら歌われたのであ

る。

また、426番歌の題詞のように、

天皇太后共幸於大納言藤原家之曰、黄葉澤蘭一株拔取令

持内侍佐々貴山君、遣賜大納言藤原卿并陪從大夫等御

歌一首

命誦誦曰

と「命婦」が朗誦したこともあった。

これらから見ると、万葉集に記載されている御製は、その最

初の形は、聞き書きのようなものであった可能性が高い。そして、歌集（万葉集の素材となった歌集）或いは、万葉集に収録される時点で、天皇御製としてふさわしい表記に整えられたと推測される。これは、富士谷御杖などの説の如く、編者などが、もとの御製になかった敬語表現をつけ加えたと言うのではない。伝聞あるいは聞き書きの誤りやゆれがある場合には、2526番歌のように異伝が「或本歌」「一書云」などとして示されているし、1000番歌のように

妹尔恋 吾乃松原 見渡者 潮干乃瀉尔多頭鳴渡（巻六、雑歌）

右一首、今案吾松原在三重郡、相去河口行宮遠矣。

若疑御在朝明行宮之時、所製御製 伝者誤之歟  
と疑問符を付してもいる。更に50番歌のように

赤胸之 越馬櫛乃 緘結師 妹情者 疑毛奈思（巻四、相聞）

右、今案、此歌擬古之作也、但以時当、便賜斯歌一歌と注されているものもある。従って、歌そのものを編者等が私意をもって敬語表現を加えて作り直して歌集に収めたなどということは考えにくいことである。ここで強調しておきたいのは、天皇御製らしい表記にすべく漢字を選んで書いたものがあると

いうことである。たとえば、26番歌の

不聽跡雖云 強流志斐能我 強語 比者不聞而 朕恋尔家  
里（巻三、雑歌）

の「朕」は、天皇の自称であることを示す漢字である。同様の例は、27番歌の「天皇朕」、28番歌の「朕裳裙尔」にも見られる。

また、臣下の天皇に申し上げることを「奏」で記した例がある。前例の26番歌の志斐姫の返歌に

27 不聽雖謂 語礼々々常 詔許首 志斐伊奏 強語登言

これを天皇の側からそのまま用いれば、所謂「自敬表現」となる。

28 （前略）平安 早渡来而 還事 突日尔 相飲酒 斯

豊御酒者（巻十九）

「自敬表現」の例で言えば、29番歌の

青丹吉 奈良乃山有 黒木用 造有室者雖居座不飽可聞

（巻八、冬雑歌）

「居座」がそれである。「和歌童蒙抄」の説の如くに、本来「居」（ヨレ（ど））とあったのを、天皇御製だから「座」を添えて「マセ（ど）」を読ませたのだという見方もあるが、万葉集中の用例で考えると「居座」はこの29番歌のみの例である。



「ヨリ」は、「居」で示されるが、「イマス」とは訓みにくい文字である。「座」は「マス」「イマス」と訓めるが「ヨリ」と読むことを拒否できない表記である。それは、「座」字の用いられている用例全てを「マス」「イマス」と統一的には訓めないことによっても明らかである。しかし、同時に「座」は「ヨリ」としか読めないとは言えない文字である。こう考えてみると、御番歌の「居座」の表記は御製が「イマセト」と表現されていて、これを「ヨレド」などと読み誤られないように表記しようとした苦心のあらわれではなかったかと思われてくる。この意味では、有名な1番歌の雄略天皇御製「吾己曾座」は、すぐ上に「吾許曾居」と対の形の表現があるので、「ワレコソヲレ」の訓の方が可能性があり、「ワレコソマセ」としか訓めないという表記にはなっていない。

音声として口から耳へと伝えられた歌が万葉集で文字化される場合、一字一音式に全文が表記されるものは別として、表語的に漢字が用いられるものでは、原歌に敬語表現があるものはその敬語表現を何らかの形で示さないかぎり、読む人に、その文字面からもその敬語表現を再構させることは不可能に近い。そのために、前述の1番歌の「吾己曾座」を「ワレコソマセ」と訓むか「ワレコソヲレ」と訓むかの対立の歴史が生じている

のであるが、原表現がそのいずれであったのかは今となっては不明であるとしか言いようがない、敬語として表記されていない漢字表記の語をその詠み手と対象となっている人物との関係などから敬語を補って訓もうとするのは、万葉集に限らず古事記や漢文体の日本書紀の訓読にまで行われていることであるが、たとえば、前に引用した笏番歌についても末句の「強語発言」の「言」を「ノル」と訓む説（日本古典文学大系）もある。が、これも「ノル」としか訓めないという性質のものではない。

とすると、もし歌集の編者がどうしても敬語表現を読者に再構成させたいという意識を持ったとしたら、必ず文字表記の上に示したにちがいないと思われる。天皇御製歌でいえば、前述の例のほか、たとえば野番歌の「遠之御朝廷」「吾者得御在<sub>レ</sub>」<sub>二</sub>、「字頭乃御手」「祿宜賜」「此豊御酒者」（この場合は、美称）などの「御」字や「賜」字がそれである。

そこで、万葉集の御製歌について、漢字表記の上に示された敬語表現のあるものと、そうした配慮のないものとに分けてみると、次のようになる。

- A 敬語に読まれるべき漢字によって表記された敬語表現を含む御製歌 八首
- a 尊敬表現 七首

① 78 君——和銅三年庚戌春二月、從藤原宮遷于紫雲宮時、

御輿停長屋原、迺望吉郷、作歌 一首云、太上天皇御製

飛鳥 明日香能里乎 置而伊奈婆 君之當者

不所見香聞安良武一云、君之當乎不 (卷一 雜歌)

此年、太上天皇はない。「遷都當時の天皇で後には太上天皇

だった元明天皇を指すか。明日香からの遷都の時の天皇（後

に太上天皇）の持統天皇とする考えもある」（『岩波古典大系

『万葉集一』四七頁頭注）元明帝、持統帝いすれにしても女

帝。

② 12 天下所知食之 吾大王 日之皇子 所念食可

天皇崩之後八年九月九日、奉為御齋會之夜、夢裏習賜御歌

一首 古歌集中出

明日香能 清御原乃宮尔 天下 所知食之 八隅知之 吾

大王 高照 日之皇子 何方尔 所念食可 神風乃 伊勢

能国者 奥津藻毛 躡足波尔 垣氣能味 香乎足流国尔

味擬文尔之寸 高照日之御子 (卷二 挽歌)

天皇は、天武天皇。その皇后であった持統天皇の御製。亡き

夫天武天皇への尊敬表現。

③ 48 君——崗本天皇御製一首

神代從生繼來者 人多 国尔波滿而 味村乃 去來者行跡

吾恋流 君尔之不有者 (下略) (卷四 相聞)

④ 66 君——反歌

山羽尔 味村騷 去原礼騰 吾者左夫思惠 君二四不在者

(卷四 相聞)

岡本天皇は、左注にも「高市岡本宮」(舒明天皇)か、「後岡

本宮」(齊明天皇)か不明とあるが、「君」の語は当時女性が

男性に使う尊称に多く用いられているので、舒明天皇の皇后

であった齊明天皇と考えられる。

⑤ 165 公——天皇賜綴和御歌一首

大乃浦之 其長浜尔 縁流浪 寛公乎 念比日大海者邊田

(卷八 相聞)

聖武天神が遠江守桜井王に返歌をされたもの。「公」は儀礼

的に用いられたと見る。

⑥ 93 御在 御手 祢宜賜——天皇賜酒節度使郷等御歌一首

食国 遠乃御朝庭尔 汝等之 如是退去者 平久 吾者得

遊 手抱而 我者得御在 天皇朕 字頭乃御手以撞撫曾

祢宜賜 打撫曾 祢宜賜 得還來日 相飲酒曾 此豊御酒

者 (卷六 雜歌)

⑦ 168 居座——天皇御製歌

青丹吉 奈良乃山有 里木用 造有室者 雖居座不飽可聞

(卷八 冬雜歌)

この歌は、左注に「右聞之、御<sub>ミ</sub>在左大臣長屋王佐保宅<sub>ニ</sub>肆宴御製」とある。

右のうち、973、1638番歌は、ともに聖武天皇御製であり、天皇が自らに尊敬表現を用いているから、所謂「自敬表現」の確実な例である。

b 謙讓表現 一首

① 624 奏——勅<sub>ミ</sub>從四位上高麗朝臣福信<sub>ハ</sub>遣<sub>ミ</sub>於難波<sub>ハ</sub>賜<sub>ミ</sub>酒肴入唐使藤原朝臣清河等<sub>ニ</sub>御歌一首

虚見<sub>都</sub> 山跡乃因<sub>波</sub> 水上<sub>波</sub> 地往如<sub>久</sub> 船上<sub>波</sub> 床座

如 大神乃 鎮在国<sub>竹</sub> 四船 船<sub>能</sub>良<sub>能</sub> 平安 早渡来而

還事 奏曰<sub>余</sub> 相飲酒<sub>能</sub> 斯豊御酒者<sub>(卷十九)</sub>

孝謙天皇が使者を遣して入唐使に賜った御製、使者が持っているものであるから、こうした宣命書きになっていたものであろう。天皇に対して報告することを「奏」字を用いているから、これも「自敬表現」となる。

B 敬語に読まれるべき漢字を含まない御製歌

この中には種々のものがあるので、更に下位分類を施して示す。

a 漢字本来の字義には敬語的意義を持たないが、万葉仮名と

して用いられ、和語の敬語表現を示しているもの 二例

① 1 菜摘須兒<sub>(此岳尔 菜摘須兒 卷一雜歌)</sub>

② 467 伎美<sub>(多万之賀受 伎美我久伊<sub>三</sub>伊布保理江尔波 多麻之伎美<sub>三</sub> 都基<sub>三</sub>可欲波牟 卷十八)</sub>

右の二例は、いずれも尊敬表現となる。

b 漢字表記は敬語表現ではないが、訓みとして、尊敬表現に

よまれているもの 二例

① 1 吾己曾座<sub>(ワレコソマセ)</sub> (卷一雜歌)

② 624 道相而咲之柄尔<sub>(ミチニアヒテエマシシカラニ)</sub> (卷

六相聞)

右の1については「ワレコソヨレ」と訓む説も有力であり、この場合は「自敬表現」ではなくなる。624は「エマシシ」の主体を聖武天皇ととれば「自敬表現」、海人女王ととれば、女王への尊敬表現となる。

c 自然詠で、内容的に敬語表現と無縁の御製 六首

28、103、109、151、153、1661 (但、151、1661は同歌)

d 臣下の内容を内容としたもので、敬語表現が、表記としても、訓みとしても用いられていないもの 四首

27、76、94、1637

e 天皇自身の行動などを歌っているが、敬語表現に訓まれて

いないもの 三十七例

- 1 家吉閑名、吾許曾居、2 騰立、國見乎為者、25 念乍叙來、26 思乍叙來、74 我独宿牟、78 伊奈婆、君之当者不所見香聞安良武、91 妹之家毛繼而見麻思乎、26 比者不聞而、45 吾恋流君尔之不有者、念乍寢宿難尔登、阿可思通良久茂、47 恋乍裳得有、50 滅結師（訓に諸説あり）、疑毛奈思、62 道相而、100 見渡者、150 聞之奈倍、165 寛公乎念比曰、407 都芸三可欲波牟、408 安礼波和須礼自、405 朕袞裙、額而得待、406 吾見之草波、409 見者有之乎、今日見者、年尔不忘、所念可母、403 山行之可婆、和礼尔依志米之、407 安乎祢之奈久母

以上に述べた範圍で言えば、御製歌の敬語表現は、次のようにまとめられよう。

- 1 天皇は他に対して、尊敬表現を用いることがあるが、これは皇后であった女帝から夫君であった天皇に用いたと見られるものが大部分で、聖武天皇の桜井王に用いた「公」（1615）は返歌の儀礼としてであるように思われる。孝謙天皇の407の「伎美」も同類であるが、こうした用法がこの時期に行われていたことを示すものである。雄略天皇の有名な「菜摘須兒」（1）は求婚対象に尊敬表現を用いたことを示すものであろう。
- 2 天皇は自身のことに関して尊敬表現を用いることがあるが、

Aの漢字表記に明示されたものは、973番歌と1608番歌で、いずれも宴席におけるもので、聖武天皇御製である。

- 3 天皇が臣下の天皇に対する行為を謙讓表現をもって歌ったのは、孝謙天皇の404番歌である。これも入唐使の出発の宴に使者を遣して賜ったものである。

- 4 天皇が他に対して謙讓表現を用いた例はない。

- 5 天皇が自己の行為を歌う場合、その大部分は敬語表現ではない、普通の語が用いられている。

### 三 結 論

万葉集の御製歌の「自敬表現」の確実な例は、聖武天皇と孝謙天皇の御製に見ることができ、その全てが宴席に関わるもので、節度使（973）、入唐使（404）に酒を賜るものと長屋王宅の肆宴（1638）におけるものである。近年の万葉集注釈においては、宣命が中務省において起草されるところから御製歌もその場にふさわしく中務省あたりで作られたもので、そのために、天皇に対する尊敬表現が歌の中に用いられ、自敬表現の形になっていると説く説が多い。が、たとえば、それは、現代の「天皇のおことば」が宮内庁で草稿が作られるから、天皇がお述べ

になったり、お説みになったりするメッセージは、実は天皇の本当のおことばではないと言っているようなことになりはしないであろうか。また、鄒番歌や168番歌が中務省などで作られたというのも推測に過ぎないもので決定的な確実性に乏しい。かえって、天皇の名によって発表された歌は、そのまま「御製歌」として見てよいと思われるし、天皇臨席の宴は、公的な性格を持つから、そこで天皇が最高権力者としての立場で歌を詠まれる中に、天皇自身のことを尊敬表現をもって述べ、臣下の天皇に対する行動を謙讓表現をもって述べることによつて、天皇と臣下との間の絶対的な上下關係を言語的に示す所謂「自敬表現」があらわれることになるのである。小論の結論は、国語学における辻村敏樹氏、春日和男氏などの説と同じ結論であるし、神田秀夫氏の説とおおむね一致するものである。

歴史学、法制史などで既に言われているように、天皇制は、古代の民族的國家体制から中央集權的な律令國家体制へと発展していくが、奈良時代は律令体制の全盛期で、石井良助氏によれば、大宝律令施行の文武天皇の大宝二年（七〇二）から藏人所の設置された嵯峨天皇の弘仁元年（八一〇）までの一〇八年間の時期は、「本期は上代後期がかばね（姓）の世であるのに対して、位階の世であるといえる。政治的には中国流の皇帝親

政が行なわれ、皇帝の下に太政官を中心とする中央集權的官僚政治が行なわれたのであった。律令制が政治的にもっとも大きくその機能を發揮した時期である。」（『法制史』昭和三十九年 山川出版社 三頁）。いわば、天皇制の黄金時代であった。就中、聖武天皇は、東大寺盧舎那仏造立に際しての勅の中で、「夫有天下之富者朕也。有天下之勢者朕也」（『続日本紀』天平十五年十月十五日条、新訂増補國史大系第二卷一七五頁）と詔した天皇である。この聖武天皇とその皇女であった孝謙天皇の御製に「自敬表現」が用いられていることは、偶然ではない。

なお、鄒番歌の「天皇朕」という表現は、万葉集中このみであるが、宣命において「皇朕」は七例を数えるが元明天皇の和銅元年正月十一日詔（第四詔）に「今皇朕御世尙当而」とある一例以外は、全て聖武天皇の詔に見えるものである。即ち、第五詔（神龜元年二月四日）「皇朕御世当」、第六詔（天平元年八月五日）「皇朕御世当而皇止座朕母」、第七詔（天平元年八月二十四日）「皇朕高御座坐初由初」、「皇朕御身年月積似」、第十三詔（天平勝宝元年四月一日）「今皇朕御世尙当坐者」「皇朕御世当氏毛」など。祝詞では、新年祭、六月月次、大殿祭に「スメラワガ」の語が見えるが、表記は「皇吾」「皇我」

である。

筆者は、日本の宮廷敬語体制が整備されるのは、律令制と位階制が整い、天皇親政の中央集権的国家体制が充実していく文武、元明、元正、聖武、と続く奈良朝の最盛期であつたらうと考えているが、いわば「天皇語」としての「尊敬表現」の確立もこの時期に想定することができるであらうと思ふものである。